

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、各種諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さんにご理解いただくため、本町職員の給与と職員数の状況についてお知らせします。

職員数

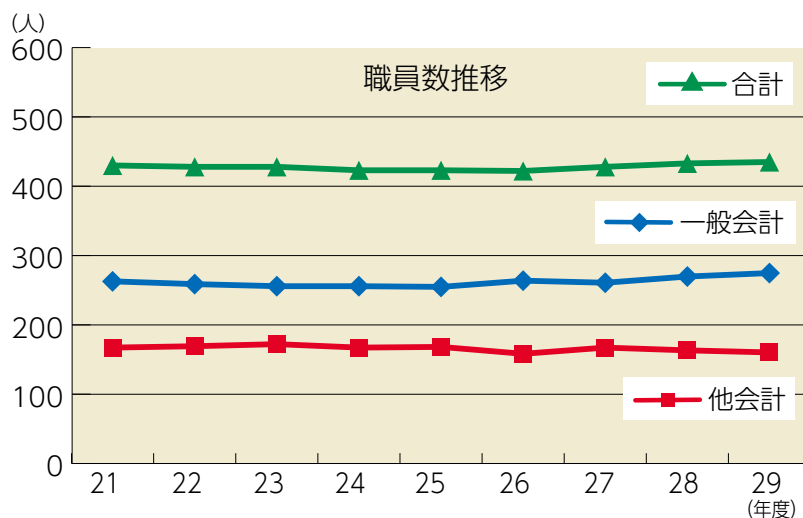
職員数については、平成13年度の525人をピークに、平成29年度は437人（△88人）となっています。近年職員数が増加傾向にありますが、看護師や保育士などの技術職員の増加となっています。

今後5年間で47人の定年退職者が見込まれますが、平成26年8月に策定した第4次定員適正化計画（平成27年～31年）に基づいて、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。



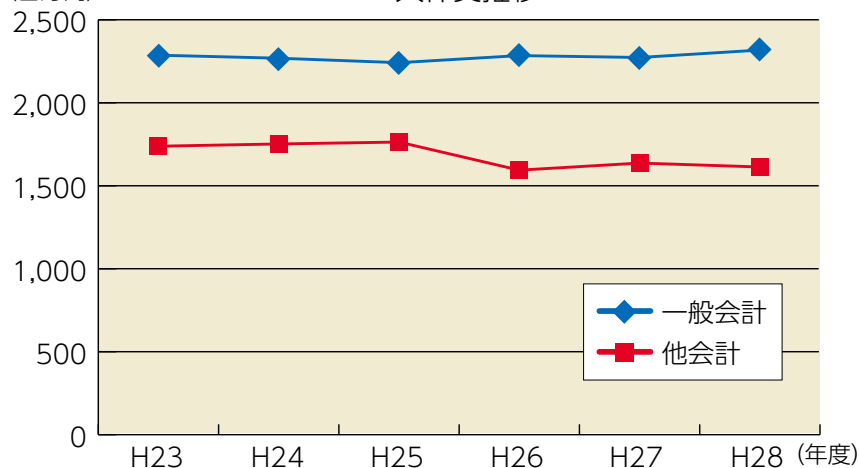
(各年4月1日現在 単位:人)

年 度	H21	H22	H 23	H 24	H 25	H26	H27	H28	H29
一般会計	264	260	257	257	256	265	262	271	276
他 会 計	168	170	173	168	169	159	168	164	161
合 計	432	430	430	425	425	424	430	435	437



(百万円)

人件費推移



職員の人件費

人件費については、一般会計で平成23年度2,286,724千円に対し、平成28年度2,317,580千円で30,856千円の増となっています。主な要因としては、給与改定、技師や保育士などの技術職員の増加などがあります。

表1 人件費の状況（平成28年度決算統計）

区 分	歳出額 A (千円)	人件費B (千円)	人件費率B/A (%)
一 般 会 計	18,634,240	2,317,580	12.4
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	2,909,400	24,572	0.8
下 水 道 事 業 特 別 会 計	657,563	14,860	2.3
介 護 サービス 事業 特別 会計	474,401	254,447	53.6
介 護 保 険 特 別 会 計	1,066,662	92,964	8.7
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	158,931	18,210	11.5
病 院 事 業 会 計	2,383,242	1,156,697	48.5
水 道 事 業 会 計	1,602,442	51,284	3.2
合 計	27,886,881	3,930,614	14.1

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料および報酬を含みます。

職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められており、本町は職種により（一）表から（五）表に区分されています。

また、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当を合わせたものを職員給与といい、平成29年度予算では表2のとおりです。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況は表3、経験年数別・学歴別平均給料月額は表4のとおりです。

表2 職員給与費の状況（平成29年度当初予算）

区 分	職員数 A (人)	給 与 費 (千円)				一人当たり 給与費B/A (千円)	備 考
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤勉手当	計 B		
一 般 会 計	295	1,042,000	187,300	395,000	1,624,300	5,506	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含みます
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4	10,307	1,967	3,722	15,996	3,999	
介 護 サービス 事業 特別 会計	38	138,683	20,508	51,388	210,579	5,542	
病院事業会計	92	419,708	193,994	160,224	773,926	8,412	
水道事業会計	9	30,106	6,687	11,143	47,936	5,326	
合 計	438	1,640,804	410,456	621,477	2,672,737	6,102	

※職員手当には、退職手当は含みません。

表3 職員の平均給料月額、平均給与（給料および諸手当を含むもの）月額および平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等の技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医 師
平均給料月額	292,700円	316,100円	307,100円	301,400円	1,220,500円
平均給与月額	359,550円	339,256円	363,093円	362,723円	2,302,067円
平均年齢	39歳 1 カ月	53歳 3 カ月	42歳 1 カ月	39歳 9 カ月	52歳 3 カ月

表4 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額（平成29年4月1日現在）

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	29年度	大 卒	178,200円	254,725円	306,156円
		高 卒	146,100円	227,520円	271,057円
	28年度	大 卒	176,700円	269,740円	326,157円
		高 卒	144,600円	230,343円	270,667円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表5のとおりです。

町長、副町長、教育長の報酬月額、平成19年7月1日以降5%から10%の削減をしていましたが、平成29年3月31日をもって終了しています。

表5 特別職の報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000	6月期 1.90月分 12月期 2.30月分	議 長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 2.95月分
副町長	679,000	計 4.20月分	副議長	246,000	計 4.20月分
教育長	611,000		常任委員長	234,000	
			議 員	222,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表6のとおりです。

表6 職員手当の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	内 容			金額等(円)	区 分	内 容			金額等(円)
扶 養 手 当	配偶者			10,000	広 域 異 動 手 当	実務研修のため国または北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。			
	配偶者以外	扶養親族たる子		8,000		300km以上 100分の10			
		扶養親族たる父母等		6,500		60km以上300km未満 100分の5			
		職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人のみ	子	10,000					
	父母等		9,000						
	16歳から22歳までの子の加算(特定扶養)			5,000					
住 居 手 当	持 家			10,000	期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期	期末手当	1.225月分	計 2.075月
	借 家	家賃が12,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給		限度額 27,000		12月期	期末手当	1.375月分	
				12月期		勤勉手当	0.85月分		
通 勤 手 当 (通勤距離片道2km以上の者)	自家用自動車等利用					職務上の段階、職務の級等により加算措置がある。(5～15%)			
	片道距離	2km以上	5km未満	2,000	寒 冷 地 手 当	11月から3月までの5カ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。			
		5km以上	10km未満	4,200		世帯主	扶養親族のある職員		26,380
		10km以上	15km未満	7,100			その他の世帯主である職員		14,580
		15km以上	20km未満	10,000		その他の職員			10,340
		20km以上	25km未満	12,900					
		25km以上		15,800					
	管理職手当	医師職	給料の100分の18			退 職 手 当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される。		
部長職				60,000	区 分		自己都合	勸奨・定年	
次長職				50,000			勤続10年	5.22月分	8.7月分
課長職				46,000	勤続20年		20.445月分	25.55625月分	
主幹職				37,000	勤続25年		29.145月分	34.5825月分	
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給する。				勤続35年		41.325月分	49.59月分	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給する。				最高限度		49.59月分	49.59月分	

表7 職員定数の状況

(単位：人)

町職員の定数は、条例で上限が定められており次のとおりとなっています。

区 分	条例施行年月日	H 7 . 4 . 1	H10. 1 . 1	H18. 4 . 1
町 長 の 事 務 部 局 の 職 員		428	439	397
議 会 の 事 務 局 の 職 員		3	3	3
選挙管理委員会の事務局の職員		2	2	2
監 査 委 員 の 事 務 局 の 職 員		2	2	2
教育委員会の事務局の職員		77	69	60
農 業 委 員 会 の 事 務 局 の 職 員		10	10	9
公 営 企 業 関 係 職 員		20	17	12
合 計		542	542	485

※特別職と教育長は除きます。

表8 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

部 門	区 分	職 員 数				
		H25	H26	H27	H28	H29
福祉関係を除く 一般行政	議 会	3	3	3	3	3
	総 務	53	54	54	55	54
	税 務	11	10	10	10	10
	農 水	29	30	28	32	33
	商 工	8	8	8	7	7
	土 木	27	29	28	30	29
	小 計	131	134	131	137	136
福祉関係	民 生	52	56	57	59	61
	衛 生	23	23	23	22	21
	小 計	75	79	80	81	82
一般行政計		206	213	211	218	218
特別行政	教 育	50	52	51	53	58
公営企業等	病 院	83	89	95	95	93
	水 道	7	8	9	9	8
	下水道	4	4	4	4	4
	その他	75	58	60	56	56
	小 計	169	159	168	164	161
総 合 計		425	424	430	435	437

※特別職と教育長は除きます。

表9 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成29年4月1日現在)

職務の級	職務の名称	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事、技師、保育士、教諭、介護員、介護支援専門員、社会福祉士、臨床心理士(以下「主事等」という。)	54	25.0
2級	主事等	29	13.4
3級	1 主査 2 主任、主任保育士、主任教諭、主任介護員、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任臨床心理士(以下「主任等」という。) 3 主事等	40	18.5
4級	1 主幹、支所次長、園長、副館長(以下「主幹等」という。) 2 主査 3 主任等	49	22.7
5級	1 部次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長(以下「部次長等」という。) 2 課長、支所長、老人保健施設すこやか事務長、出納室長、館長 3 主幹等	34	15.8
6級	1 部長、病院事務長、会計管理者、議会事務局長 2 部次長等 3 指導参事	10	4.6

ラスパイレス指数の状況

表10 ラスパイレス指数の状況

	平成28年 4月1日現在
別 海 町	97.7
類似団体平均	95.7
全 国 町 平 均	96.3

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。